

報告第 10 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 24 年 12 月 6 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

損害賠償額決定調書

専決処分年月日	決 定 額	相 手 方	事 件 の 概 要
平成 24 年 10 月 17 日	2,884,855 円	足立区西新井 在住者	平成 23 年 7 月 4 日、足立区西新井一丁目 39 番先道路上において、公用自転車で移動中の区職員が、前方を走行する相手方の自転車を右側より追い抜こうとした際、相手方が右折してきたため双方の自転車が接触し、転倒した相手方は、右肩、右足首の骨折等の傷害を負った。